

平成28年度

熊野町農業委員会

議事録

第11回

熊野町農業委員会

平成28年度第11回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 平成29年3月22日(水)午後1時30分

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(11人)

委員	1番	伊藤 昭博
委員	4番	小田原勝好
委員	5番	伊藤 忠治
委員	6番	荒瀧 穂積
委員	7番	立花 宏保
委員	8番	益永 透
委員	10番	原 恭博
会長職務代理者	11番	中村 家隆
委員	12番	植野 宣博
委員	13番	民法 正則
会長	14番	中須 岩登

4. 欠席委員(3人)

委員	2番	南田 正孝
委員	3番	藤友 正男
委員	9番	中原 裕侑

5. 議事録署名委員(2人)

委員	1番	伊藤 昭博
委員	4番	小田原勝好

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	曾根 和典
	(代理出席:主幹 穂坂 俊彦)
農業委員会 書記	荻野 孝雄
主事	山本 耕平

会議の概要

議長	ただいまの出席委員は 11 名です。熊野町農業委員会会議規則第 6 条の規定による定数に達していますので、ただ今から平成 28 年度 第 11 回熊野町農業委員会を開会します。
議長	はじめに、会議規則第 13 条の議事録署名者 2 名について、こちらから指名します。
議長	1 番 伊藤昭博委員と 4 番 小田原委員を指名します。
議長	それでは、議事日程に従って審議に入ります。 事務局より本日の議事日程を朗読させます。
事務局	はい、議事日程平成 28 年度第 11 回熊野町農業委員会中、下記による事件を付議する。 平成 29 年 3 月 22 日 熊野町農業委員会会長 中須 岩登 日程第 1 議案第 28 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」 日程第 2 議案第 29 号「非農地証明交付申請の承認について」 日程第 3 議案第 30 号「熊野町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則について」 日程第 4 報告第 15 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」 以上です。
議長	それでは、これより審議に入ります。 日程第 1、議案第 28 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より議案の朗読をさせます。
事務局	議案第 28 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」 平成 29 年 3 月 22 日提出 熊野町農業委員会会長 中須 岩登

番号 農地の所在 新宮 丁目 番、地目 登記簿 田、現況
休耕、面積 645 m² 申請人氏名 広島市安芸区船越南 丁目
番号、転用目的・施設等 資材置き場（現況利用）

転用理由 イノシシ等の獣害により、稲作が困難となったが、資材置
場への転用の話があるため。備考として、現況利用の予定だが、もし造
成、整地を行う場合には担当課に対し事前協議を行うとのこと。以上で
す。

議長

調査結果の報告ならびに説明をいたします。

番号 について 委員お願いします。

委員

はい、本来なら さんの担当場所ですが、今回は代理で、昨日、事
務局 2 名の方と、現地を調査しました。おそらく 5 年、6 年は稲作をさ
れておる所ではないと思いますが、そうかと言って木が生えて荒地に
なっているというほどでもない所で、草を刈って管理はされている所だ
と思いますが、イノシシによって石垣が崩されたりして、稲作ができる
ような所でないという届出内容とまったく同じようなことではございま
した。資材置き場への転用ということで、造成をする場合は担当の課に
事前協議をするという事でありますので、今後の注意もいるかと思いま
すが、別に問題はないと思います。審議の程、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。当案件について、何か質問はありませんか。

委員

さん宅のあたりですか。

委員

そうです。

委員

現況は荒らしてあるのですか。低草が生えているのですか。

委員

はい。

委員 資材置き場にするということであれば、造成はいるでしょう。

委員 道路とほぼ高さが、勾配にしたがって田があります。

委員 下の方は（土が）柔らかいんじゃないんですか。

委員 いいえ、（土地に）入っても足がずぶつとはいる状態じゃないので、フォークリフトくらいでしたら問題なく入ると思います。

委員 ここは、 さんや さんの家がありますか。

委員 屋敷が先にあって、もう一枚他の田があって、その上に 1 , 2 , 3 と

委員 そこへ向けて、水や悪いものがいろいろ来ますよね。物置場と言ったら。

委員 おそらく石だと思います。

委員 油とかそういうものではないからいいですね。

議長 他にないですか。

議場 (全員：質問なし)

議長 質問がないようですので、お諮り^{はかり}します。
議案第 28 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」
ご異議はありませんか。

議場 (全員：異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請について」は許可することに決定しました。

議長

次に、日程第2、議案第29号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。

事務局より議案の朗読をさせます。

事務局

はい、議案第29号「非農地証明交付申請の承認について」

平成29年3月22日提出 熊野町農業委員会会長 中須 岩登

番号 農地の所在 新宮 丁目 番号 地目 登記簿
畑、現況 宅地、面積66㎡ 外1筆 合計152㎡

所有者 安芸郡熊野町新宮 丁目 番号

非農地の事由 以前より家が建っており、農業も行われていないため。以上です。

議長

地元委員の調査結果の報告ならびに説明をいたします。

委員が欠席しておりますので、委員、お願いします。

委員

はい、報告します。昨日事務局2名の方と現地を調査いたしました。事務局によると、昭和40年頃の航空写真(一番古いもの)を見ると、すでに家が建っていたという事で、登記簿上、田というのを、正式に宅地にする申請のようです。この地図の さんというのは、 さんの(続柄)さんにあたられるんだろうと思います。 さんの(続柄)さんの(続柄)で、ここに住んでおられたんだろうと、登記簿によると戦後間もなくの話に戻ったりすることになると思いますが、別に問題はないと思います。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

当案件について、何か質問はありませんか。

議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮り ^{はかり} します。 議案第29号「非農地証明交付申請の承認について」 ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第29号「非農地証明交付申請の承認について」は承認 することに決定しました。
議長	次に、日程第3、議案第30号「熊野町農業委員会の農地利用最適化 推進委員選任に関する規則について」を議題とします。 事務局より議案の朗読をさせます。
事務局	議案第30号「熊野町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関 する規則について」 平成29年3月22日提出 熊野町農業委員会会長 中須 岩登 提案説明 熊野町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の 定数を定める条例(平成29年熊野町条例第1号)第4条の規定に基づ き、熊野町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する手続き 等について、必要な事項を定める。(内容については次項のとおり) なお、この規則は、公布の日から施行する。以上です。
事務局	補足の説明をさせてください。先の3月議会におきまして、熊野町農 業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例が可 決されました。農業委員会の委員さんについては10名、農地利用最適 化推進委員さんについては4名とするということで決まりました。 それに伴い、農地利用最適化推進委員さんの委員の選任に対する手続 きについて、農業委員会として必要な事項を定めようということでご

います。内容についてですが、お配りしております3枚目の議案第30号に基づきまして、説明をさせていただきます。

まず一番目の制定目的ですが、平成29年7月20日以降に、農地利用最適化推進委員さんの担当地区や、推進及び募集方法について、農業委員会の規則として定めようと言ったところの趣旨でございます。規則の内容ですが、この第2条におきまして、農地利用最適化推進委員の推薦及び募集方法を規定させていただきます。推薦が、個人からの推薦、法人又は団体からの推薦の2通りと、自ら応募するという3つの方法ということの規定させていただいております。

続きまして、これはまだ案の段階ですので、またここでお諮りしたいと思うのですが、4名ということで、それぞれの担当地区と推進委員の人数を1名ずつとさせていただきます。地区の詳細についてはまたご覧いただきたいと思います。第4条におきましては、推薦と募集の資格について、農地等の利用の最適化推進に熱意と識見のあるものを募集する旨を規定するということと、推薦と募集にかかる資格の除外者の規定をさせていただいております。

第5条におきまして、募集期間ということで、28日間を予定ということで、まだこれは同意をいただいてからという事になりますが、平成29年の4月3日から、5月1日までの28日間で募集をかけたいと思っております。募集方法ですが、町の掲示板や広報紙、町のホームページ等を通じて、皆様に広く周知を計っていこうという事を規定させていただいております。

第6条で、推薦及び募集について、規定によってそれぞれの様式がございますので、それに記載していただき農業委員会の事務局の方へ提出していただくという事を規定しております。

第7条ですが、農業委員会等に関する法律施行規則の規定の中で、推薦・募集に応じたものを公表しなければいけないという規定がございます。それに基づいてその内容について規定を定めているものでございます。

第8条が、候補者の選定方法ですが、農地利用最適化推進委員さんにつきましては、農業委員会から関係者等の意見聴取といったものを経ま

して、候補者の選定を行うという事を規定しております。

第9条において、推進委員の選任ということで、農業委員会における合議によって、推進委員さんを決めていただきたい、ということの規定しております。農業委員会が推進委員さんを任命し、書面通知を行いますよということを第9条の中で謳わせていただいております。

第10条で、推進委員さんが万が一欠員が生じた場合に、速やかに推進委員さんを補充しましょうということの規定させていただいております。

最後の第11条で、規則に定めるもののほか、必要な事項についてはまた農業委員会のほうでお諮りして、規定を定めようといったところでございます。以上でございます。

議長

当案件について、何か質問はありませんか。

委員

どういうことが、もう一度言ってください。

事務局

農業委員さんと、農地利用最適化推進委員さんが、この29年の7月から変わりますということでお話はさせていただいておりますが、農業委員会におきましては、農業委員さんにつきましては、町長の任命という事になりますので、これは農業委員会という事ではなく、熊野町のほうで任命にかかる選任のものを作らせていただいて、それを熊野町議会の同意をいただいた後に任命ということでさせていただくという事がまず1つのポイントです。農地利用最適化推進委員さんにつきましては、農業委員会で選任をしていただくことになりますので、ここの農業委員会の中で推進委員さんを決めていただくことになるのがポイントになります。

委員

私たちの任期はいつまでですか。

事務局

平成29年の7月19日までです。

委員	このメンバーで選ばなければいけないんですね。
委員	今までは議会推薦で3名だったのが、それがもうなくなるということらしいです。　　さんたちは今までずっとやってきてらっしゃいますが、議会推薦という枠がなくなる。議会から出る人が。
委員	農協1名というの残っているのですか。
事務局	いいえ、これもなくなります。
委員	農業共済組合の方もなくなりますか。
事務局	農業共済や農協さん、自治会とか、そういったところが第2条の2番の、法人又は団体からの推薦ということで、そういったところからの推薦という事であれば可能です。
委員	今度は選挙がないんですね。
事務局	はい。
委員	これが増えた場合にはどうなるんですか。審査とか？
事務局	これがたとえば4名が、6人、7人の推薦と応募がありましたと。そういったときにはまたここで皆様にお集まりいただいて、推薦書や応募の届出を見ていただいて、場合によっては面接をしていただいて、申し訳ないけど7人のうち例えば4人を選ばなければいけないという事になったときに、農業委員会の中で決めさせていただければと思っております。
議長	ほかに質問はありませんか。

委員	これはいつするんですか。7月19日までにやらないといけませんよね。
事務局	先ほどもお伝えしましたが、4月3日から5月1日まで募集期間ということで定めております。これで4名以上揃えばそこで打ち切りますが、2・3名しかあがらなかったという事になれば、追加で10日や2週間とか、追加募集をかけなさいと言う事があります。そういうことになればずれるのですが、それがなければ5月20日前後の農業委員会に於いてお諮りして、7月に改選される以降の最適化推進委員さんについては決めておきたいなと思っております。
委員	これは調査じゃないから、かなり範囲が広いですよ、城之堀・萩原が1人、各地区が1人ですよ。どういう形で推進委員は、農業をなさという推進ですか。
事務局	農業を守るというか、ようは耕作放棄地とか、そういったものがあって、実際に借りたいという人がいる、又は貸したいという人がいるのにどこに言えば良いのかわからないとか、そうしたときに推進委員さんがマッチングさせたりしていただきたいのですが、地区分けのときに私どもも考えたのですが、熊野町の農地面積が今約338haくらいあります。
委員	それは水田だけですか。
事務局	いいえ、農地です。
委員	畑も一緒にですね。
事務局	はい。100haに1人の割合で農地最適化推進委員さんを選出することなので、熊野町では4人が上限になっています。地区割についても、新宮と初神は切っても切り離せないのかなとかありまして、面積をおおむね出して見たのですが、第1地区(城之堀・萩原)が109ha、

第2地区(中溝・出来庭・平谷・貴船・柿迫)が約58ha、第3地区(呉地・川角・東山・石神・神田)が約53ha、第4地区(新宮・初神)が約114haということで、1と4はおおむね均衡しているのですが、どうしても338haを4つに割ってしまうというところから、こういった振り分けを案として考えさせていただいたというところがございます。

委員 これは登録してある、実際に使っているデータですね。

事務局 農地台帳のデータです。

委員 山奥なんかはわかりませんよね。出来庭や呉地など、山奥なんかは荒してある所がありますが。

事務局 農地としてうちで残っていれば、残っていると思います。そういったところもまた調査をして、農地でないということであれば

委員 それがなかったら推進委員が多い方が、耕作放棄地がなくなるからいいと思ったのですが、決まりがあるからそういう訳にはいきませんね。

委員 ですが、対象者がそんなにいないかもしれないですね。決裁になるね、女性でもできるので。

委員 農業委員も協力しないといけないでしょ。

委員 皆が力を合わせないとできないですね。
この前研修に行ってきたのですが、今度は農業委員会は目標を持って、耕作放棄地をパーセント開拓したものについて給料を払います、固定給料があって、その上にプラスしてもらおうと思えば、自分が開拓しないと

委員

水田から畑（米から野菜）へ向けてだんだんとシフトしているでしょ。
野菜というのはものすごく土を食う

（全員：質問なし）

議長

質問がないようですので、お諮り^{はかり}します。
議案第 30 号「熊野町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則について」ご異議はありますか。

（全員：異議なし）

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第 30 号「熊野町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則について」は原案のとおり承認します。

については、事務局より、公布をお願いします。

次に、日程第 4、報告第 15 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」事務局より報告させます。

事務局

報告第 15 号 朗読

以上で本日の日程はすべて終了しました。

その他、何かございませんか。

次回農業委員会は **4月20日(木)午前9時から** 開催予定です。

議案については 4月13日以降に事務局より配布予定です。

以上をもちまして、平成 28 年度第 11 回熊野町農業委員会を閉会します。